

■ 事例 4 竜陽園(乳児院)

併設施設で小規模グループケアを2グループ実施し、夜間は本園へ移動する事例。

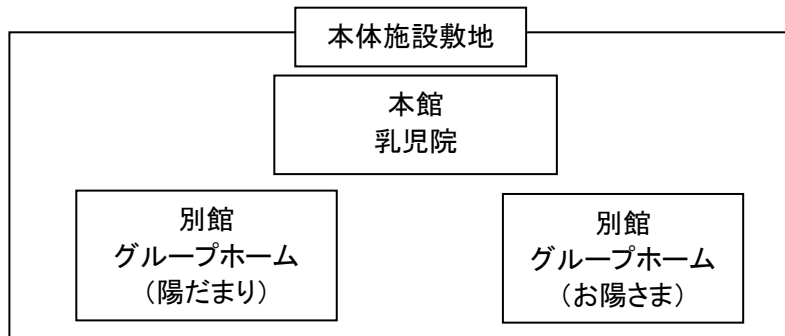
1 施設の基本状況

- (1)施設名 竜陽園
 (2)設置主体 社会福祉法人竜陽会
 (3)認可定員 20名
 (4)併設施設 なし
 (5)住所 愛知県小牧市大字間々原新田 920 番地 1

【施設の現状と経緯】

本体施設と同一敷地内の別棟で小規模グループケアを2グループ実施する総定員数20名の施設である。小規模グループケアホーム(別棟)は平成20年と平成23年に本体施設と同一敷地内に一箇所ずつ増設された施設である。

【配置図】



【施設の状況】

	児童定員	児童現員		養育職員数	部屋数	所有区分 (所有/賃貸)
		性別	年齢			
本体施設	12名	—	— —	常勤13名 非常勤4名	4部屋	所有
グループ①陽だまり 本体施設内小規模 グループケア (国の措置費対象)	4名	男1名 女2名	2歳 2名 3歳 1名	常勤3名 非常勤1名	2部屋	所有
グループ②お陽さま 本体施設内小規模 グループケア (国の措置費対象)	4名	女3名	1歳 2名 2歳 1名	常勤3名 非常勤1名	2部屋	所有
計	20名	男1名 女5名	1歳 2名 2歳 3名 3歳 1名	常勤19名 非常勤6名	8部屋	—

2 小規模化等を行った経緯

(1)これまでの取り組みの経緯

【グループ①「陽だまり」】の設置経過

- ・19.04 全国乳児福祉協議会の機関誌「乳児保育(165号)」で、小規模な乳児院(定員15名)における小規模グループケアの実践例を参考に施設整備の検討を開始
- ・19.10 既存の別棟を小規模グループケアの設備要件に適合する建物にリフォームする方向で計画を開始
- ・19.12.10 竜陽園の職員5名が先進施設(麦の穂乳幼児ホームかがやき)を視察
- ・20.02.01 リフォーム設計完了
- ・20.02.08 リフォーム工事着手
- ・20.02.20 グループホームの愛称を「陽だまり」と命名
- ・20.03.17 グループホーム運営会議で(「基本理念」の確認と「日課・業務の手引き」の検討)
- ・20.03.28 リフォーム工事完了
- ・20.04.01 小規模グループケア「陽だまり」運営開始

【グループ②「お陽さま」】の設置経過

- ・21.12.25 閣議決定で小規模グループケアの推進(実施か所数の増)が示されたことを受けて、検討を開始
- ・22.11.02 設計完了
- ・22.12.04 グループケア棟増築工事着手
- ・23.01.20 グループホームの愛称を「お陽さま」と命名
- ・23.03.31 グループケア棟増築工事完了
- ・23.04.01 グループホーム「お陽さま」運営開始

(2)整備の手順

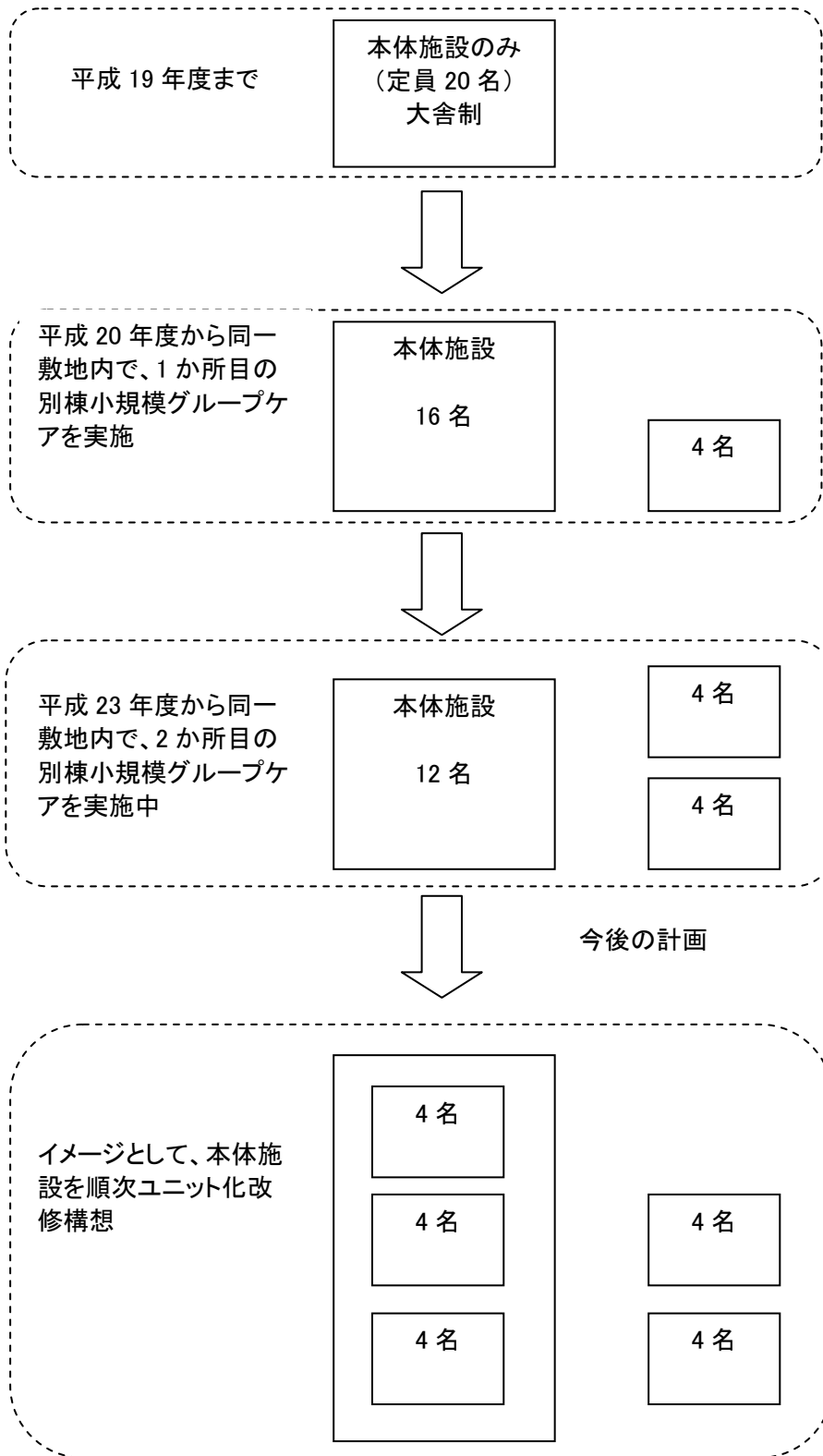
- ・「陽だまり」の施設整備は、同一敷地内の既存の別棟を実施要綱に適合するようにリフォームしました。なお、グループホームの運営開始までは、本体施設において大舎制養育を実施していました。
- ・「お陽さま」の施設整備は、同一敷地内に別棟を新築しました。工事中はその当時の在籍児童の養育に支障はありませんでした。

(3)その他特記事項

- ・小規模グループケアが制度化された当初は、施設整備に対する公的補助金等が十分ではありませんでしたので、当園では民間補助金(公益財団法人中央競馬馬主社会福祉財団)により施設整備しましたが、現在は「次世代育成支援対策施設整備費交付金」「安心子ども基金」「措置費(賃借費加算)」など予算制度が充実しているので、今後各施設において、「家庭的養護推進計画」が策定しやすくなったと思います。

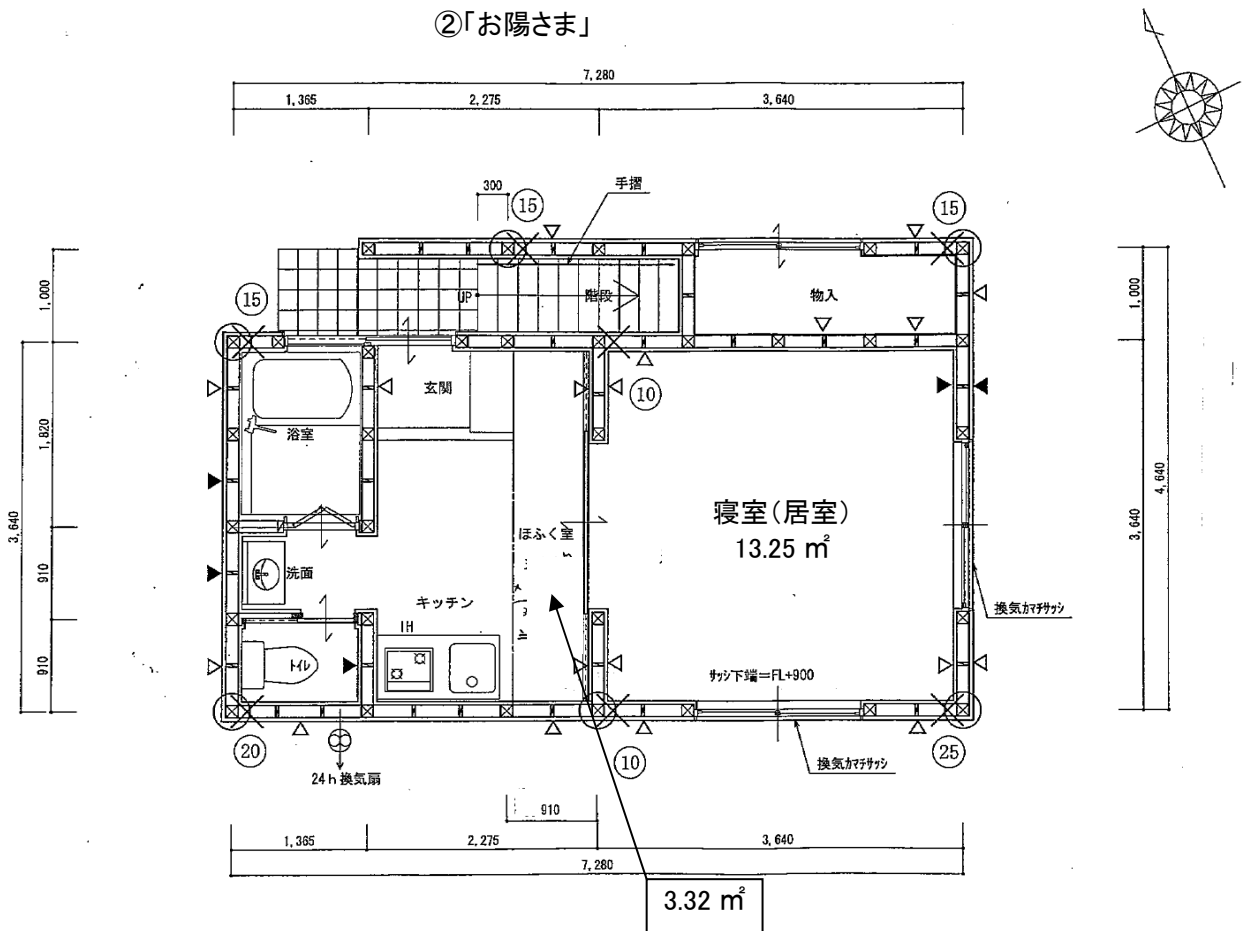
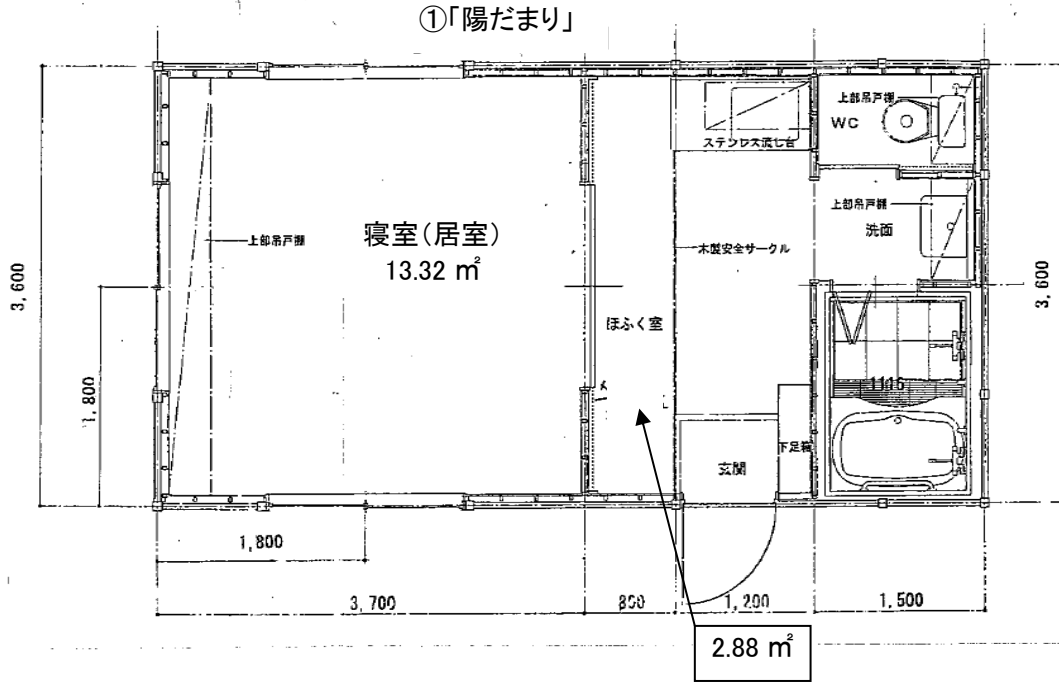
【経緯の概要図】

※施設構成の変化を表した模式図



3 本園の建物配置、間取り、整備時に配慮したこと

(1) 平図面



(2)グループの状況

(単位:名)

グループ名	児童定員	児童現員			職員数	職員配置		部屋数
		性別	年齢			昼	夜(宿直)	
陽だまり	4	男	1歳	2	常勤 3 非常勤 1	1.5	0.5	2
		女	2歳	1				
お陽さま	4	女	1歳	2	常勤 3 非常勤 1	1.5	0.5	2
			2歳	1				
計	8	男	1歳	2	常勤 6 非常勤 2	3	1	4
女	5	2歳	3					
		3歳	1					

(3)各施設面積

(単位:m²)

グループ名	グループ面積計	1居室平均面積
陽だまり	29.86	13.32
お陽さま	32.42	13.25

注:「グループ面積計」は、寝室(居室)、台所、風呂、トイレ、洗面所、食堂、玄関、ほふく室の合計の面積値を示している。

(4)グループの写真

【本館概観】



【本館正面玄関】



【本館保育室】



【本館乳児保育室】



【園庭】



【園庭】



【「陽だまり」外観】



【「陽だまり」食堂】



【「陽だまり」居室】



【「陽だまり」浴室】



【「陽だまり」トイレ】



【「お陽さま」外観】



【「お陽さま」食堂】



【「お陽さま」居室】



【「お陽さま」浴室】



【「お陽さま」トイレ】



【生活の様子】



(5)間取りの工夫

- ・建物(グループホーム)内の各部屋における児童のケア時及びハウスキューピング時等のいずれの場合・状況においても、全ての空間(間取り)を観察することができる。
- ・乳児院ではトイレ・浴室等において、個別に児童の身辺介助を行う必要があるため、グループの他の児童に対する安全確保の観点から、設備等の工夫のみでは十分ではないので、安全の観察を行うために職員の増員が課題です。

(6)設備の工夫

- ・通常の家にある大きさの「トイレ」
- ・通常の家にある大きさの「浴室」
- ・火災予防(減災)のための「オール電化」
- ・常時観察を可能にするために、引戸の上部及び壁の一部が「クリアアクリルボード」
- ・非常通報装置(警察 110 及び消防 119)設置
- ・衛生区域(浴室・洗面台・トイレ)通路に「安全ゲート」設置
- ・常時連絡体制構築のための「携帯電話」配置

(7)その他特記事項

- ・吊戸棚等の耐震落下防止対策
- ・指の挟み込み防止対策
- ・柱及び壁等の面取り対策
- ・床暖房設備
- ・「コンセント」の設置高さ(感電防止対策)

4 各グループの構成を決める上で配慮していること

(1)各グループの年齢構成や性別

- ・基本的には「陽だまり(グループ 1)」は、3 歳児と 2 歳児(3 人)
「お陽さま(グループ 2)」は、2 歳児と 1 歳後半児
- ・発達水準(発達年齢、DA)を考慮した上で、いわゆる「縦割り」
- ・乳児院における小規模なグループによるケア単位の定員は「4 人以上 6 人以下(対象となる子どもの各月初日の平均在籍数が 3 人を下回らない)」と規定されているが、保健・医療・事故防止等の観点からは、職員の増員が課題。

(2)各グループの職員体制

- ・対象児童のそれぞれの「担当養育者」が、チームでグループホームを運営することにより、同じグループのほかの養育者が実質的に「サブ担当養育者」となる。
- ・竜陽園では入所から退所まで「担当養育者」を変えない一貫した担当養育制を実施している。このことにより、現在の施設全体の運営では、乳児期等は本体施設で大舎的な関わり(生活)を営んでいるが、目安として幼児食移行期等からは、人間関係の継続性のために、対象となる児童と一緒に「担当養育者」もグループホームに異動する。
- ・午前中(24 時間の内一番の繁忙時間帯)には、支援を行うパートタイム職員を配置

(3)各グループの構成の特徴

- ・「陽だまり(グループ 1)」は、発達水準(発達年齢、DA)の上位児童
- ・「お陽さま(グループ 2)」は、発達水準(発達年齢、DA)の次点児童

(4)その他特記事項

- ・グループ構成を検討する際に、構成メンバーの候補(児童)がグループホームの運営定員を超過する場合は、家庭環境等(面会通信制限の有無・帰省の頻度及び質)を勘案し選出する。
- ・ノーマライゼーションの観点も含めて検討を行う場合、病虚弱児や障がい児等に対する取り組みについては、安全の確保と発達の保障を担保するために、さらなる職員の増員が課題。

6 運用上の工夫

(1) 食事の提供方法

- ・本体施設の調理室で調理して各グループホームに配達。
- ・各グループホームの台所兼食堂(ダイニングキッチン:DK)で盛り付け・配膳。
- ・各グループホームのDKで「担当養育者」と食事。
- ・各グループホームのDKで下膳・一次片付け。
- ・各グループホームから本体施設の調理室に食器を返納・最終片付け(洗浄・消毒)。
- ・敷地内ではあるが別棟なので、配達業務の運営が課題。
 - ◇安全確保のため子どもから目が離せないので「配達スタッフ」が必要。
 - ◇配達先が複数となるので分別仕分けが複雑困難。
 - ◇風雨時等の配達は大変困難。
 - ◇児童のアレルギー等による制限食の取り扱いに万全の配慮が必要。

(2) 医療体制の確保

- ・観察上少しでも心配な場合は、本体施設の幹部に迅速報告(「迷ったら相談」を合言葉とし、携帯電話を配置)。
- ・受診そのものについては従前と変更無いが、通院引率スタッフ等の運営方法を臨機に幹部職員と調整することが必要(グループの他の子どもから目が離せないため)。
- ・発症した場合は、本体施設で安静(必要に応じて隔離)。
- ・「与薬」の管理(連絡ノートの一項目としてチェックリスト化)。
- ・本体施設を含めインフルエンザ等の感染症発生時は、必要に応じてグループホーム閉鎖して、別棟の利点を活かしグループホーム自体を「隔離病棟化」して使用する。

《全国乳児福祉協議会発行(H21/09/30)『新版乳児院養育指針』の151ページの用語を引用しています》

(3) 権利擁護

- ・幹部職員の随時訪問(連絡・子ども観察・衣類食事等配達)。
- ・施設長の抜き打ち訪問(子ども挨拶・設備環境等巡視・来客等視察実施)。
- ・グループホーム運営会議(担当養育者で構成)で定期的に協議。
- ・「より適切なかかわりをするためのチェックポイント」を定期的を実施。

(4) 職員間の連携・孤立防止

- ・入所から退所まで「担当養育者」を変えない一貫した担当養育制を実施しています。担当児が乳児期等は本体施設で大舎的な関わり(生活)を営んでいるが、担当児がグループホームの構成メンバーに選出されれば、人間関係の継続性のために、担当児と一緒に「担当養育者」もグループホームに異動することになり、近い将来の任務が想定される。このことにより、必然的にグループホームの運営に帰属意識が相互に生じる。
- ・幹部職員の随時訪問(連絡・子ども観察・衣類食事等配達)時に「報・連・相」実施。

(5) その他特記事項

- ・清掃のルーチンワークは朝の所定の時間帯に用務員が実施。
- ・洗濯(衣類・タオル・寝具等)は、毎日2~3回程度用務員が本体施設において実施。
- ・生活の営みによる清掃・片付け等は「担当養育者」がその都度実施。
- ・グループホームでの発生を想定した消防訓練の実施。
- ・「2の(5)(6)(7)」に列記した設備の工夫等による減災。
- ・全国、ブロック、県内レベルの外部研修への輪番的な業務内受講では機会設定に限界があるので、「スキルアップ支援制度」を施設独自に構築し、業務外で各種学会・セミナー・通信教育を受講した場合は、福利厚生費の規定予算の範囲内で助成。
- ・食器の消毒は本体施設の食器消毒保管庫で実施。
- ・感染症の感染拡大防止の観点から、別棟の小規模グループケアは保健所からも好ましいとの評価を得ている。

7 小規模化等による変化の状況

(1) 児童の変化

- ・生活体験の拡大及び生活の質の向上(家庭的)に伴い社会性・運動の発達促進(これにより「ごっこ遊び」の幅が拡大)。
- ・継続的な人間関係と応答の即応性の向上により言葉の発達促進。
- ・落ち着いた生活空間及び食事時間の提供により情緒の安定。
- ・入浴などによりスキンシップの増進。
- ・環境的にスムーズなトイレトレーニングの実施が可能となったことにより円滑な排泄コントロールの促進。
- ・日課の柔軟な運営が可能となったことにより、興味・関心の集中力に即応でき、精神発達促進。
- ・別棟で生活の営みを完結できることにより、感染症の罹患率の減少。
- ・愛着関係の深まりにより子どもの要求が顕著に表出。
- ・いつも一緒なので子ども達の仲間意識向上。
- ・自分たちの家庭菜園の取り組みにより情操教育的効果促進。
- ・子どもの個性(ゆっくりタイプ・じっくりタイプ)に合わせた発達を支援する環境が向上したことにより自己肯定感の増進。
- ・安定した人間関係の向上により子ども同士の衝突が減少。

(2) 職員の変化

- ・日課の微調整が可能なことにより職員の気持ちに余裕が増加。
- ・継続的な生活の営みにより先を見通した創意工夫の促進。
- ・選出された「担当養育者」達がグループの運営を担うことにより、個々の職員の力量を踏まえた上で“業務の標準化”に対する取り組みの改善に伴い、「担当養育者」達が相互に補い合うことの積み重ねにより信頼関係が増進。
- ・グループを一人で見ることにより緊急時の対処を考えただけで多くの不安がある。
- ・物理的に別棟なので常時(タイムリーに)相談・確認を行うことが現実的に困難。
- ・実際に小規模グループケア事業を経験した上で、国が示した小規模グループケアの必要性とその意義の重要性が深く理解できた。

(3) 管理・運営面の変化

- ・水道光熱費の増加。
- ・防災・防犯管理区域の増大。
- ・維持管理費の増加(損害保険、保守点検、営繕。経済効率が悪い)。
- ・生活用品の増加。
- ・特別な配慮が必要な児童(アレルギー児、病虚弱児、罹患等)については管理体制の構築。

- ・組織運営が複雑になった(運営会議の設置・情報の共有手段等)。ただし、職員のチームワークを良好に保つためには、必要条件である。
- ・本体施設や他のグループの子どもの様子の把握が困難。
- ・同じ事業所の同じ職種だが短いスパンで捉えると業務の偏り感がある(不公平感増大)。

(4)その他特記事項

- ・児童相談所などの関係機関からは、好ましいと評価されている(社会的養護の課題と将来像への取組のため)。
- ・家庭復帰または里親委託に向けて支援しているケースでは、生活環境の雰囲気家庭に近いという理由で関係機関から好評価。
- ・寄附物品の申込者から用途明確化により好評価。

8 まとめ

- ・取り組みに対する基本理念及び運営方針を共有した上で開設準備を始めた。
- ・私どもの経験を振り返ってみると、開設当初から「安全第一」「できることから丁寧に」「一步一步確実に」「バーンアウトに注意」「チームアプローチへの配慮」「運営困難に直面したときは一時的に閉鎖する」など、走り出したら止まらない(暴走状態を続ける)のではなく、節目節目で立ち止まって見直すことの大切さや、場合によっては少し後退して分岐点から別の方向へ進路変更することも必要である旨の、共通認識を持つことが意外と重要であると感じている。
- ・「養育単位が小規模」なのでトイレを1ヶ所しか設置しなかったことが反省点である(排泄コントロールが未熟な幼児が4人前後のグループではトイレの使用が重なることがあり2ヶ所設置できればよかったと考える)。
- ・夜間等の緊急一時保護の受け入れ時などは、施設長と養育主任等のスタッフが複数で時間外対応しているのが現状。受け入れに当たり、当該児童の医療・保健・家族状況等についてアセスメントが充分になされておらず、極めてリスクが高いため、個室で個別観察管理が必要である。小規模グループケアの運営と同時に一時保護機能を確実に果たすためには、さらなる職員の増員が課題である。
- ・個々の職員の力量の違いから生じる養育の質の差をなくし、養育水準を確保していくことが課題である。
- ・実感として、「小規模化するほど人が必要」である。
- ・乳児院ではグループホームのスタッフの実質的な休憩時間の確保も困難である。例えばスタッフがトイレに行く場合でも、状況によっては本体施設からの応援が必要である。

【小規模化にあたって都道府県とどのような調整を行ったか】

- ・施設整備に関する事業計画及び資金計画。
- ・小規模グループケアの実施要綱に適合する設備要件。
- ・措置費(小規模グループケア加算)の予算確保。
- ・グループホームの消防設備。
- ・民間助成金団体への都道府県からの推薦状。
- ・基本財産の増加に伴う定款変更届出。

施設の小規模化推進に向けて

- 本事例集は、児童養護施設、乳児院における、施設の小規模化を実践した10事例をまとめたものである。各事例は、小規模化の経緯、施設平面図、間取りや設備の工夫点等について、簡潔にわかりやすく情報提供できるよう作成した。
- また、本事例集では、ハード面のみならず、養育グループの設定方法、職員体制、施設運営等の工夫点、さらに小規模化を実践したことによる、児童や職員の変化等といったソフト面についても具体的に記述することを試みた。本事例集から、施設の小規模化を成功させるためには、ハード・ソフト両面の検討が不可欠であることが明らかになったといえる。
- 巻末にあたり、本事例集の中で共通して挙げられた施設の小規模化のための課題を以下に要約した。社会的養護に関わる各機関が、施設の小規模化計画を立てる際に着目すべき観点として活用できると考える。

【小規模化推進にあたっての課題】

1 児童養護施設について

■本体施設（本園）とグループホーム等（分園）の機能・役割分担

- ・近年の児童養護施設では、被虐待経験や発達障害などの課題を抱えた児童の入所が増加している。こうした子どもや親の問題状況の解決や緩和を目指して、それに的確に対応するため、親とともに、親を支えながら、あるいは親に代わって、子どもの発達や養育を保障していく包括的な取り組みを行う必要がある。
- ・こうした入所児童の養育支援に求められる取り組みを踏まえると、施設の小規模化を進めるにあたっては、それぞれの子どもと親の状態像に合わせた必要な専門的支援が求められる。アセスメントが重要な要素となるのは、このためである。
- ・そのため、児童養護施設では、本体施設を小規模化し、施設機能を地域分散化していくとともに、本体施設は、人員配置を高めて、十分なケアを行える体制を整える必要がある。

■小規模グループケアにおける支援体制づくり

- ・施設の小規模化により家庭的養護が進めやすくなる一方で、担当職員の負担は大きく、経験年数や職員構成によっては、職員のバーンアウトを招きかねない。
- ・また、小規模化されたグループでは、子どもに突発的な対応（例えば、病気の発症、保護者対応、問題行動への対応等）が必要になった場合に、養育担当職員間での支援調整が行いにくい。
- ・そのため、日常的に養育担当職員間で情報共有を行っておくなど、事前の準備が必要である。また、本体施設では、グループホームのバックアップを行う職員の派遣、子どもの心理的支援や学習支援、レスパイト、緊急時の対応など、支援機能を持つことが求められる。

■子どもの権利擁護

- ・施設の小規模化が進み、物理的に養育環境が分散、閉鎖的になることによって、それぞれのグループに施設管理者の目が届きにくくなる可能性もある。
- ・そのため、グループの「密室化」を防ぎ、その中で生じうる子どもの権利に関わる問題について、意見を収集する仕組みを設けたり、応援職員が子どもや職員との日常的な意思疎通をより活発にしたりするなど、風通しのよい関係を築くことが重要である。

■職員の勤務体制

- ・小規模化されたグループの運営に際しては、一般的に大舎制と比べて、職員勤務のローテーションに柔軟性を持たせにくい。職員の休暇や研修等を事前に考慮し、応援職員や非常勤職員を活用するなど、丁寧な組み立てが不可欠である。
- ・またその前提として、小規模化に際しては必要に応じた職員体制の強化が重要であり、職員の確保・定着に計画的に取り組む必要がある。

■教育・研修体制

- ・職員が個々の養育グループに分散して支援を行うため、支援方法や質に差が生じないように、職場内研修（OJT）によるスキルの向上や、新任職員への教育が重要な課題となる。
- ・また、職員の資質向上を目指し、スーパービジョンの体制を整える等、施設全体として支え合う仕組みを持つことが重要である。

■効率的な施設運営

- ・施設の小規模化によって、それまで一括して行われていた業務を養育単位毎に行わなければならないことなどにより職員の負担が増すことや、運営の効率化の妨げになる可能性も推測される。
- ・これらの点については、組織全体で課題を解決するための会議を定期的に行うことやパソコンでの情報共有を行うなどの効率的な組織運営への仕組みづくりが求められる。

■都道府県との調整

- ・小規模化や地域分散化を進める上では施設整備に要する費用の問題や定員の見直し等、都道府県との調整が必要となる。定員の見直しについては各都道府県における社会的養護の中長期的な需要予測を考慮しなければならないが、特に定員の引き下げについては、里親委託等を推進しつつ、段階的に対処する必要がある。

なお、各施設の「家庭的養護推進計画」の策定と「都道府県推進計画」の策定は、同時進行で、都道府県等と各施設との共同作業で行われることが望まれる。

2 乳児院について

■生命を守りはぐくむ施設としての機能

乳児院は、

- ・言葉で意思表示できず一人では生きていくこと、生活することができない乳幼児の生命を守り養育する施設であること、
- ・一時保護機能を持ち、アセスメントが十分なされていない段階での緊急対応を行う役割を持

つこと、

- ・入所児の4分の1は在所期間が1ヶ月未満であり、短期の子育て支援のための預かりや家庭養護が必要な子どもを里親委託へつなげていく役割を持つこと、

等の特性や役割を持つものであり、これらを踏まえ、小規模化された施設の中で、乳幼児の生命を守りはぐくむ施設機能を確実に提供できるようにするための体制や環境づくりが重要となる。

■夜間対応への配慮

- ・職員体制が薄くなる夜間や緊急一時保護の受け入れ時などは、特定の職員が複数のグループを同時に見なければならない状況も発生しうる。そのため、夜間の人員配置や支援方法、職員間の役割分担について予め対応方針を検討することが求められる。
- ・また、施設整備にあたっては、このような点も考慮し、グループの居室や設備の配置を工夫することも有効である。

■職員の勤務体制

- ・小規模化されたグループの運営に際しては、職員勤務のローテーションに柔軟性を持たせにくい。職員の休暇や研修等を事前に考慮し、応援職員や非常勤職員を活用するなど、丁寧な組み立てが不可欠である。
- ・またその前提として、小規模化に際しては必要に応じた職員体制の強化が重要であり、職員の確保・定着に計画的に取り組む必要がある。

■教育・研修体制

- ・職員が個々のグループに分散して支援を行うため、支援方法や質に差が生じないように、職場内研修（OJT）によるスキルの向上や、新任職員への教育が重要な課題となる。
- ・また、職員の資質向上を目指し、スーパービジョンの体制を整える等、施設全体として支え合う仕組みを持つことが重要である。

■効率的な施設運営

- ・施設の小規模化によって、それまで一括して行われていた業務を養育単位毎に行わなければならないことなどにより職員の負担が増すことや、運営の効率化の妨げになる可能性も推測される。
- ・これらの点については、組織全体で課題を解決するための会議を定期的を開催することやパソコンでの情報共有を行うなどの効率的な組織運営への仕組みづくりが求められる。

■都道府県との調整

- ・養育単位の小規模化等を進める上では施設整備に要する費用の問題や定員の見直し等、都道府県との調整が必要となる。定員の見直しについては各都道府県における社会的養護の中長期的な需要予測を考慮しなければならず、特に定員の引き下げについては、里親委託等を推進しつつ、段階的に対処する必要がある。

なお、各施設の「家庭的養護推進計画」の策定と「都道府県推進計画」の策定は、同時進行で、都道府県等と各施設との共同作業で行われることが望まれる。

執筆者一覧

(五十音順、敬称略)

- 伊藤貴之** 全国乳児福祉協議会 東海・北陸ブロック長
社会福祉法人竜陽会 竜陽園 園長
- 伊藤信彦** 社会福祉法人 堀川愛生園 施設長
- 沓野一誠** 全国児童養護施設協議会 調査研究部長
社会福祉法人同朋会 さくら園 施設長
- 児島 充** 全国乳児福祉協議会 協議員
社会福祉法人 東京恵明学園 乳児部 施設長
- 小林秀次** 社会福祉法人春光学園 施設長
- 伊達直利** 全国児童養護施設協議会 副会長
社会福祉法人旭児童ホーム 施設長
- 福留久美** 社会福祉法人栄光会 若草園 施設長
- 摩尼昌子** 全国乳児福祉協議会 広報・研修委員
社会福祉法人唐池学園 ドルカスベビーホーム 園長
- 武藤素明** 全国児童養護施設協議会 制度政策部長
社会福祉法人二葉保育園 二葉学園・二葉むさしが丘学園
統括施設長
- 山田友子** 社会福祉法人聖心の布教姉妹会 聖園天使園 園長
(平成 25 年 4 月 1 日より法人名変更予定:社会福祉法人みその)
- 横川 哲** 全国乳児福祉協議会 制度対策研究委員長
社会福祉法人カトリック名古屋教区報恩会
麦の穂乳幼児ホームかがやき 施設長

施設の小規模化及び家庭的養護推進ワーキンググループ
委員一覧

(五十音順、敬称略)

沓野一誠 全国児童養護施設協議会 調査研究部長
社会福祉法人同朋会 さくら園 施設長

児島 充 全国乳児福祉協議会 協議員
社会福祉法人 東京恵明学園 乳児部 施設長

伊達直利 全国児童養護施設協議会 副会長
社会福祉法人旭児童ホーム 施設長

○宮島 清 日本社会事業大学専門職大学院 准教授

武藤素明 全国児童養護施設協議会 制度政策部長
社会福祉法人二葉保育園 二葉学園・二葉むさしが丘
学園 統括施設長

横川 哲 全国乳児福祉協議会 制度対策研究委員長
社会福祉法人カトリック名古屋教区報恩会
麦の穂乳幼児ホームかがやき 施設長

(○座長)

施設の小規模化等事例集

平成25年3月発行

施設の小規模化及び家庭的養護推進ワーキンググループ
事務局

厚生労働省 雇用均等・児童家庭局 家庭福祉課

〒100-8916 東京都千代田区霞が関 1-2-2